

霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正について

霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月12日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例

霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年霧島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（地位の継承）

第8条 第6条の規定により指定管理者として指定された法人が法令上の手続による合併、分割をするときは、その効力発生日の2か月前までに市長等に申請しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による申請があり、次の各号の全てに該当すると認めるときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により当該指定管理者としての業務の全部を継承した法人に当該指定管理者の地位を継承させることができる。

(1) 住民の平等な利用及びサービスに支障がないこと。

(2) 当該施設の管理を的確に遂行するために必要な人的構成及び財産的基礎を有していること。

(3) その他市長等が必要と認めるものとして別に定める事項

3 市長等は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請の可否について、当該指定管理者に速やかに通知を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

指定管理者として指定している法人に組織再編行為が生じた場合において、当該組織再編行為後の法人に当該指定管理者の地位を継承することができるようにするため、本条例の所要の改正をしようとするものである。